

草ヶ江

令和3年10月発行

# まちづくりニュース 第32号

## 第28期草ヶ江校区まちづくり協議会総会の開催報告

まちづくり協議会の昨年の第27期総会は、コロナ禍の影響で書面決議となりましたが、令和3年度の第28期総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意しながら、参加人数を抑え、またリモートの参加も可能として、無事開催できました。

令和3年7月30日（金）、公民館での参加者約40名、リモート参加者約5名による審議を行い、草ヶ江校区まちづくり協議会の活動は了承されました。ご協力、どうもありがとうございました。



第28期総会風景  
2021/7/30 草ヶ江公民館講堂

### 1. 村田会長のあいさつ

本日はお忙しい中、令和3年度のまち協総会にご参集いただき、誠にありがとうございます。コロナの影響はまだまだ続いておりますが、感染予防対策のもと、無事開催できたことをうれしく思っております。

さて、今年度のまち協の活動ですが、最近六本松地区では都市的な人気の高まりもあり、様々な建築活動等が活発になってきており、まち協が取り組んでいます「草ヶ江校区特定まちづくりルール」の運用が非常に重要となってきています。特定まちづくりルールは、「高さが10mを超える建築物、又は敷地面積2,000㎡以上の建築物の建築・修繕」を、校区内の「商業地域・近隣商業地域」で行う場合が対象となります。そして、良好な住環境の向上のため、まちづくり協議会と事業者が、建築計画について協議を行うものであります。このルールに法的拘束力はありませんが、事業者は事前協議の結果を市に報告しなければなりません。また、市は必要に応じて事業者に対し同ルールに配慮するよう要請することができます。まち協では、植栽の充実、歩行者の安全のための外壁後退や出入口の位置の工夫、建物の色彩の配慮などを要請していきます。併せて、工事中の小学生等の通学、帰宅時の安全対策も要請してまいりますので、当制度について、皆様のご理解とご周知をお願いいたします。今年度も精一杯務めさせていただきますので、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 2. 令和3年度まちづくり協議会活動方針

1. 特定まちづくりルールの運用による安心安全で快適なまちづくりの推進
2. 青陵の街・六本松の公開空地におけるイベント等の開催による地域の活性化
3. 青陵の街・六本松と大濠公園、動植物園方面等を結ぶ快適な交通ルートなどの検討
4. 良好な景観形成のための都市景観形成地区などの導入の検討 ←令和3年度新規活動方針

### 3. 令和2～3年度現在 特定まちづくりルールの協議状況

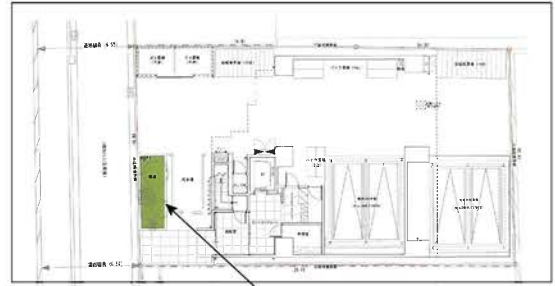
草ヶ江校区においては、令和1年12月より「草ヶ江校区特定まちづくりルール」の運用を開始しました。現在、すでに協議が整ったものは3件、協議中のものが2件あります。

【協議が整ったもの】

- ・草香江2丁目 クリニックビル計画 RC造3階建て
- ・谷1丁目 商業・共同住宅 RC造6階建て
- ・草香江2丁目 集合住宅 RC造14階建て（右図参照）

【協議中のもの】

- ・谷1丁目 商業ビル RC造4階建て
- ・六本松2丁目 クリニック・共同住宅 RC造4階建て



・草香江2丁目案件 道路側に植栽の配置を要請

### 4. 特定まちづくりルールの主な内容（周知お願いします）

協議対象行為：高さが10mを超える建築物又は、敷地面積2,000㎡以上の建築物の建築、修繕

自然環境に関するルール

- ①道路に面した部分は、できるだけ生け垣や植栽を施すよう配慮して下さい。

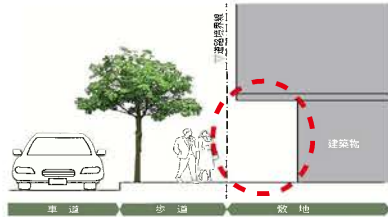
交流に関するルール

- ②町内会の加入や、憩い集う交流空間、集会機能の確保等に配慮して下さい。

賑わいに関するルール

- ③幹線道路に面した1階部分は、できるだけ商業または業務施設を配置するとともに、外壁を後退するよう配慮して下さい。

ルール③のイメージ



例  
1階部分を後退させて賑わいスペースを確保する等

ルール④のイメージ



例  
調和しない色は避ける

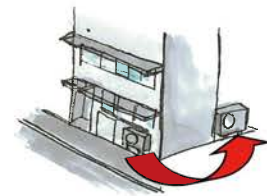
住環境に関するルール

- ④建物の形態・意匠・色彩は周辺建物との調和に配慮して下さい。
- ⑤建物用途が周辺の住環境を阻害しないよう配慮して下さい。
- ⑥建物配置や規模、平面形状等に配慮して下さい。
- ⑦室外機やごみ置場等の配置は、目立たないように配慮して設置して下さい。

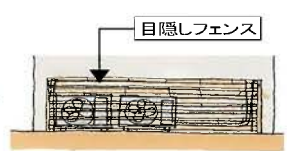
防犯・防災に関するルール

- ⑧歩行者等の緊急避難のため、災害時には建物を速やかに開放できるよう配慮して下さい。
- ⑨道路に面する部分については、できるだけ外からの視線を遮らないよう配慮して下さい。

ルール⑦のイメージ



例 人目につきにくい所へ配置  
目隠しフェンスの設置等



ルール⑧のイメージ



例 建物上階へ一時避難等

草ヶ江校区まちづくり協議会ブログ  
<http://d.hatena.ne.jp/kusagae/>

草ヶ江まちづくり

検索



まちづくりについてのご意見を、草ヶ江公民館内に設置されたまち協意見箱または下記FAXにお寄せ下さい。意見はまち協における検討の参考にさせていただきます。左記ブログでもコメントいただけます。

FAX：092-739-1911

（切り取り線）

（氏名）

（住所）

（電話）

（意見）